

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年1月11日

野田市公平委員会委員長 岡田 正之

野田市公平委員会規則第1号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和42年野田市公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表市長事務部局の項中「センター長 子ども支援室長」を「センター長」に、「企画係長及び調整係長」を「企画調整係長」に改め、同表教育委員会事務局の項中「庶務係長」を「教育総務係長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職員等の範囲を定める規則別表の規定は、令和4年4月1日から適用する。